

医薬費節約

適正受診のすすめ

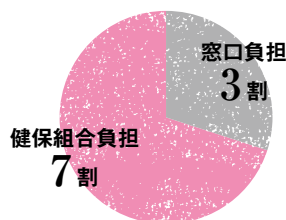
適正受診

窓口で支払う金額は、医療費のほんの一部です。賢い医療消費者になることで、大切な保険料を有効に使いましょう。

なぜ適正受診が必要なのでしょう？

私たちが医療機関の窓口で支払うのは医療費の一部です。残りの医療費は健康保険でまかさないですが、健康保険の主な財源は、事業主と私たちが納める保険料です。医療費が増え続けると、自己負担割合や保険料の引き上げというかたちではね返ってくることもありません。適正受診を心がけ、医療費のむだを減らしましょう。

医療費の約 7 割は健保組合が負担



※小学校入学～69歳の場合

(注) 窓口で支払った金額が3,000円の場合、実際の医療費は10,000円です。残りの7,000円は健保組合が負担をしています。

医療機関にかかるときに注意したいこと

時間外・深夜・休日受診は割高

診療時間外の受診には一定額の加算があります。やむをえないときを除き、控えましょう。診療時に聞き忘れたことを電話で問い合わせることも、再診扱いとなり有料です。

かかりつけ医をもつ

病気やけがのときは、まずかかりつけ医に相談を。紹介状がないまま大病院を受診すると、初診時に特別料金が上乗せされます。

はしご受診はしない

ひとつの病気で安易に医療機関を変えると、診察や検査、投薬が重複し、医療費が増えるだけでなく、患者にとってもマイナスです。これはセカンドオピニオンとは異なる受診行為です。

業務上や通勤途上のけがは労災保険

業務上の病気やけが、通勤途上のけがは労災保険が適用となります。その場合、治療費の全額が保険適用となり、本人の自己負担はありません。

休日・深夜・時間外につく加算* (初診)

	病院・診療所	保険薬局
休日加算 日曜・祝日・年末年始	2,500円	調剤技術料が 2.4倍
深夜加算 22時～6時	4,800円	調剤技術料が 3倍
時間外加算 休日・深夜を除く、 診療・開局時間外	850円	調剤技術料が 2倍



時間内の加算にも注意

平日の夜間なども開業している診療所では、時間内でも18時(土曜日は12時)以降は、『夜間・早朝等加算』として500円*が加算されます。同様に、保険薬局では開局時間内であっても、19時(土曜日は13時)～8時の調剤には、『夜間・休日等加算』として400円*が加算されます。

*小学校入学～69歳では、左表および上記金額の3割を窓口負担。